

①退職労働者からの就業規則閲覧申出 ②派遣労働者の労働者死傷病報告

問① このたび、当社を1月末に退職した労働者が、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出てきましたが、退

質問に答えます

このたび、当社を1月末に退職した労働者は、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出てきましたが、退

「常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けることその他他の方法によつて労働者に周知させなければならない」と規定され、その他の方法とは、法施行規則52条の2で、「磁気テープ等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常に確認できる機器を設置すること」と規定され、これについては、「当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパソコン等の機器を設置し、かつ、労働者に当該機器の操作の権限を与えるとともに、操作方法を周知させること」（平11・1・29基発45号）とされています。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

このたび、当社を1月末に退職した労働者は、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出てきましたが、退

場合に見せる方法が「備付」とされるのは、労働者が必要な時に容易に確認できる状態にあることが要件である」（平11・3・31基発169号）とされていますので、双方に就業規則が容易に閲覧できる状態にあれば、法の周知義務を果たしていることになります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来いない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

このたび、当社を1月末に退職した労働者は、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出てきましたが、退

「常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けることその他他の方法によつて労働者に周知させなければならない」と規定され、その他の方法とは、法施行規則52条の2で、「磁気テープ等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常に確認できる機器を設置すること」と規定され、これについては、「当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパソコン等の機器を設置し、かつ、労働者に当該機器の操作の権限を与えるとともに、操作方法を周知させること」（平11・1・29基発45号）とされています。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来ていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来いない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来いない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

このたび、当社を1月末に退職した労働者は、退職金額に不満を示し、退職金規程の閲覧を申し出てきましたが、退

「常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けることその他他の方法によつて労働者に周知させなければならない」と規定され、その他の方法とは、法施行規則52条の2で、「磁気テープ等に記録し、各作業場に労働者が当該記録の内容を常に確認できる機器を設置すること」と規定され、これについては、「当該記録の内容を電子的データとして取り出し常時確認できるよう、各作業場にパソコン等の機器を設置し、かつ、労働者に当該機器の操作の権限を与えるとともに、操作方法を周知させること」（平11・1・29基発45号）とされています。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来っていない賃金等在職時に発生した権利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来いない賃金等在職時に発生した樺利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。

お尋ねについて、法の適用を受ける労働者とは、法9条で規定される「事業に使用され賃金が支払われる者」ですから、退職時に支払期日が来いない賃金等在職時に発生した樺利等で時効により請求権が消滅していないものを除き、退職労働者は法の適用を受けません。そこで、御社は、その方に就業規則を閲覧させる法的義務は生じないことにあります。